

役員等の報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光志福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任委員会委員及び苦情解決規程に定める第三者委員（以下「第三者委員」という。）をいう。

第2章 報 酬 等

(報酬)

第3条 理事会、監査会、評議員会、評議員選任委員会及び第三者委員会（以下総称して「役員会等」という。）への出席に係る報酬は、無報酬とする。

2 勤務実績のある理事長、常務理事は、社会福祉法第45条の16第2項第1号及び第2号に規定する理事として、法人の業務を執行するため、報酬を支給する。

3 報酬金額は、理事長、常務理事の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案し、総額の範囲内及び役員報酬表の支給基準に従って算定した額を、評議員会において決定する。

4 報酬金額は、法人の業績と役割、職務内容等を勘案・評価のうえ見直すことがある。

5 役員等への賞与は支給しない。

6 職員が理事を兼務する場合は、職員の賃金規程を適用する。

(報酬の支払方法)

第4条 前条第2項に定める報酬の支払いは、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により行う。

(費用弁償)

第5条 役員会等への出席に係る交通費、法人業務を執行するに要した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は、宿泊に伴う室料、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて、1日あたり次のとおり支給する。

(1) 理事長、常務理事

制限なし

(2) その他の役員等

上限10,000円

4 日当は宿泊を伴う出張に対して、出張中の飲食費及び付随する経費等とし、1日あたり次のとおり支給する。

(1) 理事長、常務理事

10,000円

(2) その他の役員等

5,000円

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費、研修会等参加費、研修日程に含まれる懇親会参加費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 交通費、参加費等の費用を別途支給された時は、重複する費用は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第7条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(旅費の精算)

第8条 出張者は出張終了後1週間以内に領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後1週間以内に領収書を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第9条 理事長、常務理事について、就任期間に応じて退任慰労金を支給する。支給金額は別紙に定める。

(支払方法)

第10条 前条に定める退任慰労金の支払いは、退任した日から起算し、3ヵ月以内の10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

第5章 慶 弔

(弔慰金等)

第11条 役員等が死亡したときは、定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(1) 理事長が死亡したとき

100,000円

(2) 常務理事が死亡したとき

70,000円

(3) その他の役員等が死亡したとき

30,000円

(4) その他

生花1基、弔電（無料台紙で3,000円以内）

2 役員等の親族（配偶者・一親等の親族）が死亡したとき

弔電（無料台紙で３，０００円以内）

第６章 附 則

（改正）

第１２条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

この規程は平成２９年６月１８日から施行する。

この規程は平成３０年６月１８日から施行する。但し、平成３０年４月１日より運用することとする。

この規程は平成３１年３月２３日から施行する。